

熊本市公報

第 1 5 0 0 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎 月 末 日

目 次

規 則

○熊本市動植物園条例施行規則の一部を改正する規則（第 69 号）	2844
--	------

規 則

規 則 第 6 9 号

令和 7 年 1 1 月 1 0 日

熊本市動植物園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市動植物園条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市動植物園条例施行規則（平成 3 年規則第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次のただし書を加える。

ただし、2 歳未満の幼児に係る施設使用料は、第 1 0 号に掲げる施設を使用する場合を除き、無料とする。

第 2 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、同条第 8 号中「子供列車」を「子ども列車」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条中第 9 号を第 8 号とし、第 1 0 号を第 9 号とし、第 1 1 号を第 1 0 号とする。

第 5 条中「は、様式第 1 及び様式第 2 のとおりとする」を「の様式は、市長が別に定めるところによる」に改める。

様式第 1 及び様式第 2 を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。